

平成24年第18回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年9月24日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 議案

(1) 議案第41号 平成24年度教育関係予算案(補正第1号)について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

3 協議

(1) いじめの問題への取組について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

練馬区次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況(平成23年度)について
「北町児童館・北町第二保育園」、「下石神井第三保育園」および「氷川台第二保育園」大規模改修工事の実施について
練馬区立保育園運営業務委託候補事業者の決定について
平成24年度「練馬子ども会議」の開催結果について
平成24年度第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
平成25年度学校用務業務民間委託について
ラチス形式の区立小中学校の屋内運動場の耐震性について
平成25年度学校給食調理業務民間委託について

私立認可保育所および認証保育所の整備について
その他

i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿 形 繁 穂
こども家庭部長	郡 榮 作
教育振興部教育総務課長	岩 田 高 幸
同 教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ
こども家庭部参事 子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部 保育課長	内 木 宏
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
同 青少年課長	浅 井 葉 子

傍聴者 2名

委員長

ただいまから、平成24年第18回教育委員会定例会を開会する。
本日は、傍聴の方が2名お見えになっている。
では、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案1件、陳情4件、協議1件、教育長報告10件である。

(1) 議案第41号 平成24年度教育関係予算案(補正第1号)について

委員長

初めに、議案である。
議案第41号 平成24年度教育関係予算案(補正第1号)について説明をお願いす
る。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

では、この議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

3ページの11番であるが、「運営費補助金の返金にかかる経費を計上する」というのは、何かお借りしていたものの返金ということを意味しているのか。

子育て支援課長

実は、都型学童クラブという補助金が東京都から入ってくるわけであるが、これについては、延長保育を区直営以外、委託をしているが、そういう施設でやった場合については、一定の資金が出るということである。当初、申請するに当たって、学童クラブの出席人数によって補助金が変わってくるわけであるが、当初はある程度高い金額で私どもは申請をさせていただくが、年度が終わった後に、実際に来た人数が積算の基礎になるので、その際に年度を越えて減額になった場合については、基本的にはお返しするということである。

私どもとしては、なるべく多く補助金をもらおうという観点から、なるべく高目で当初は設定しておくということである。

天沼委員

ありがとう。

委員長

よくわかった。

内藤委員

今の都型の学童クラブというのはどういうことをいうのか。

それから、1番の「景気対策に伴う経費」とあるので、これは練馬区内の業者に発注することになるのかどうか。

それからもう一つは、6番目の言語能力向上推進事業というのは、具体的には事業内容はどういうことなのか、講師料という形で出ていたかと思うが、どういう学校が対象になるのか教えてほしい。

子育て支援課長

引き続き、都型学童クラブのほうである。

学童クラブについては、一般的に夜6時までというのが多くて、東京都で保護者宛てにいろいろアンケートをとったところ、7時までの延長保育ニーズが非常に高いということがわかって、これを実施する学童クラブについては、その分の補助金を出すという

ことで、平成23年度にこの補助事業が始まった。

練馬区については、たまたまそういう学童クラブが多かったということ、それから、これについては、面積要件が結構厳しい。児童一人当たり1.65平米以上ないとできないということで、実はこういうきちんとした学童クラブをつくっているのは23区でも非常に珍しくて、練馬区はそういう意味ではきちんとつくっている。

今のところ練馬区の学童クラブは、委託の施設は22あるが、このうち15施設がこれをもっている。大体1施設当たり500万前後、この補助金をいただくという現状である。

教育総務課長

景気対策に伴う工事、それから物品の購入については、基本的には区内事業者を対象とするとなっているところである。

教育指導課長

言語能力向上推進事業であるが、これは昨年度から始まった都の委託事業であって、昨年度から受けて研究を進めている学校が、小学校で3校、豊玉南小、大泉西小、南田中小。今年度からさらに3校が新たに受けて、関町北小、仲町小、光が丘秋の陽小が言語能力ということで、新しい学習指導要領の柱になっている部分である。例えば南田中小であれば、図書館と連携した言語活動の推進、あるいは豊玉南小は、社会科という教科において、その言語能力をどういうふうに育てていくか、それから秋の陽小でいえば、幼小連携という視点で、言語というものを幼稚園から小学校にどうつなげていくか、そういったことを研究するために、その関連の専門の方をお呼びして、研究を進めているということである。

内藤委員

わかった。

委員長

ありがとう。大変よくわかった。

内藤委員

4ページの歳入の2、まちづくり推進費と耐震化促進事業費というのがマイナスになっているのはどういうふうに理解したらよいか。

教育総務課長

先ほど、歳入のときにもご説明したが、こちらについては、国のほうの補助金をそれぞれ私どもの事業に充てるということで申請していたところであるが、こちらについても、国のほうの補助金の対象にならない部分があって、区全体として、全体の補助金が減額されたということで、教育費の財源として、この部分について減額されたところである。

子育て支援課長

具体的には、1億500万というところについては、豊玉第三保育園の改修工事の件、それから、その下の1億3,000万程度については、上石神井第二保育園の改修工事である。これについては、国の補助金の社会資本整備総合交付金、補助率10分の4というものであるが、これを当初申請していた。実は、いろいろ確認はしているが、交付申請の内示があった段階で、国のほうが大幅に減額されて実は内示が来たということである。中身についても確認をしているが、ちょっとよくわからない点はそちらのところであるが、多分、全体の補助金のパイが縮小されたので、区においても大きく減額をされたということだと思う。

委員長

そういう国の減額のおおりがこちらにも来たということか。

ほかにもあるか。

それでは、ここでまとめたいと思う。この議案第41号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第41号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。

現在、継続審議中の陳情4件であるが、事務局より新たに報告される事項、それから大きな状況の変化がないと聞いている。

したがって、本日は全て継続としてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、「継続」とする。

協議(1) いじめの問題への取組について

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)いじめの問題への取組について。この協議案件については、前回の協議を踏まえて、事務局より資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

この案件の進め方であるが、まず、ただいま説明をいただいた、(仮称)いじめ等対応支援チームについてと、資料のほうで提出いただいている何点かあるが、そういう資料へのご意見とかご質問をまず伺って、その後、今後の練馬区におけるいじめ問題の取り組み全般について、皆様のご意見を伺っていきたくと考えている。

それではまず、ただいま課長から説明があった資料についてのご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

最初に、目的として示された学校と教育委員会が情報を共有して、未然防止や早期解決に向けた実効性のある組織を立ち上げるということで、やはり情報を共有しないとちぐはぐになってしまう。もちろん、全体的な区に対するアンケート調査など実施して分析して、そのもとで対策を検討するということになる、それを特化したいじめ等対応支援チームのような組織が常設組織か何かで必要かと思う。趣旨としては、賛同する。

また、今回の大津の中学校の事件、ほかでもあるが、いじめから自殺に至るかなと思われのような重たいものもある。そういった場合は、新たにその事件に対応するような組織を立ち上げる必要があるのかなとも思う。

これは、いきなり組織を立ち上げると申しても、当事者が急に振られても準備ができないということもあろうかと思うので、あらかじめ委嘱などをお願いしておく必要があると思う。ただ、任期がどうなるかということが、また新たな問題になろうかと思うが、かなりそういう重たいケースになると、専門性の高い者、刑法に触れるか否かを判断できる方、あるいは子供の言葉の裏側にあるほんとうの意味を読み取れるような方もメンバーに含めていったほうがよいかと思う。それは後ほど、構成のメンバーについてはご意見があろうかと思うが、いずれにせよ目的、こういった組織をつくるということについては、私は賛同する。

内藤委員

今回のいじめ問題に関連して私がちょっと考えたところでは、今いろいろ指導をしている中で、何が一番足りないのか、何が一番、学校を支援したらいいのかなという観点で考えたときには、やはり直接的に、機動的にかかわれる人的な資源というのが一番学校は望んでいるのではないかと、このことを強く感じている。

そういう意味において、このいじめ等対応支援チームというのが立ち上がって、また個別の問題で大変重大なときには、新たな組織を立ち上げるといことは大変いいことである、望ましいことであると強く思っている。

今までいろいろ学校で問題が起きたときには、学校と教育委員会の指導課だけで、少ないスタッフの中でいろいろ対応してきたと思うが、そのスタッフだけではとても対応できない難しい問題というのがどんどん増えてくるのではないかと思う。

今回の大津のケースでも、学校が保護者に配慮して萎縮してしまったという報道等、いろいろな報道がなされていると思うが、やはり不適切な対応をしたために、本来、保護者と協力して解決すべきものが、協力どころか学校不信とか、教育委員会不信ということになってしまったように思う。であるから、いじめ等の問題を未然に防止したり、早期解決に向けて、より適切に対応できるように第三者の力をかりたり、教育委員会全体でかかわる必要があると思う。また、重大な事件には新たな組織で、必要に応じて柔軟に対応できる組織を立ち上げることができるのがいいのではないかと思うので、この支援チームをつくるという案に対しては、とてもいいことであると、賛成したいと思う。

構成員のことであるが、子供の教育というのは、学校教育も当然であるが、それよりも何よりも、家庭教育も大変大事であると思う。例えばいじめ問題にしてみれば、いじめをしない子を、それからいじめを許さないという子供を育てるような家庭教育をしていただくこともとても大事なことだと思う。それから、保護者にとっては、自分の子やその他の子がいじめられているということを見抜く力というか、気づくような感性というか、そういったものもとても大切なので、保護者に対する啓発もとても大事なかなと思う。

さらに、いじめの防止とか解決には、学校や家庭、地域のいじめに対する共通理解と協力が不可欠であると思う。であるから、保護者の視点とか地域の方の視点を構成員の中に含める必要があると思うので、そういう代表的な方を構成員の中に含めるほうがいいのではないかと思う。

保護者の代表としてPTAの方となると、現にお子さんを通わせている方だといろいろな関係で支障があることもあると思うので、例えばPTAのOBの方々にいろいろ活動されている方がいると思うので、そういう方とか、あと、学校応援団の方々は、学校の子供たちを直接見て、携わっていて、現場をよくご存じであるという意味では、とてもいろんな情報をお持ちであると思うし、また、その後の連携や協力というものをよくやっていただける方々であろうかと思うので、そういう方々もいいのではないかと考えている。

安藤委員

意見に関しては、天沼委員や内藤委員と重複する部分があるが、私も支援チームを立ち上げ、また、いろいろ具体的な未然防止、早期解決に向けた取り組みということには賛成である。ただし、個別の案件に関しては、もうちょっと現場がわかっている方や、法律に詳しい方に直接かかわっていただいたほうがいいのかと思う。

この支援チームに関しては、取り組みについて相談していただき、実際、学校で何かあったとき、子供たちに何かあったときに相談できる機関というのは、また別にあったほうがいいのかと思う。

設置に関しては、賛成である。

教育長

提案させていただく立場であるが、今回のいじめの問題を考えたときに、未然防止と早期発見と早期解決がいかに大事かということ、ほんとうに私どもも身をもって経験しているわけであって、そのところを何とか学校と教育委員会が車の両輪となって、お互いに支え合いながら、子供たちのために何かできないかと。本来であれば、いじめ問題というのは、どういようにいじめ問題に対応していったらいいのか、あるいは取り組んでいったらいいのか、解決していったらいいのかというのを教育委員会の場で十分練って、その結果としてこういうチームをつくっていくというのが1つの方向だったと思うが、今回の理由としては、できるだけ早く立ち上げたい。できるだけ早く立ち上げて動かしていく中で具体的な、さっき課長が言っていたが、実効性のある活動をしていく、その中でいろいろな課題も見えてくるだろうし、また、そういう活動報告をこの教育委員会でさせていただく中で、教育委員会がその方から具体的なご意見をちょうだいして、動かしながら、このいじめ問題について対策をやっていくということが必要だと考えたので、ぜひこの支援チームについては、早目に立ち上げたいということで、今回、提案をさせていただいている。

今、天沼委員、内藤委員、安藤委員から貴重なご意見をいただいた。そういう意見を、まさにこういう支援チームの中で大いに議論して、取り組みのあるべき姿みたいなものをしっかり議論して、そこで一定の方向が出たものについては、また議会のほうにご報告させていただき、教育委員会のほうで方向づけをしていただければありがたいかなと思っている。

私どもとしても、具体的にどういう項目が、この支援チームの協議の中で出てくるかということについては、まだ見えない部分がある。ただ、この間の大津の問題から始まって、さまざまな取り上げ方をマスコミの方がされているので、一定の課題というものは整理されている部分がある。そういうのをしっかりと踏まえて、学校と教育委員会が手を組んで、解決に向けた実効性ある具体的な取り組みをまた議論していくための協議体であるという位置づけをしっかりと持ちたいと思っている。

人的支援のあり方とか、構成メンバーのあり方とか、そういうこともご意見をいただいた。それを踏まえながら、ぜひこれについては早期に立ち上げていきたいと重ねて申し上げさせていただいた。

天沼委員

これまでも、このいじめ対策として、教育委員会と各学校が協力して取り上げてやってきていることはいろいろあると思う。いじめキャンペーンとか、ポスターとか、報告会のようなものであるとか、あるいは道徳などの授業の中で、いじめ関連のものを単元とした授業をやっていることがあると思うが、どんなものがあるのかちょっとお聞きしたいということと、そういった取り組みを、今後どういうふうに位置づけていくのか。それはそのまま学校がやっていく、いじめ等対応支援チームとは別にやっていくのか、あるいはそれも含めて、学校の中の組織や取り組みも、このチームの中で検討していくのかということもちょっとお尋ねしたいと思う。

教育指導課長

教育委員会は今、委員がおっしゃったように、さまざまな取り組みをしているわけであるが、通常の授業の中では、当然、いじめの問題というのは人権にかかわる問題であるので、道徳の授業などで取り上げて、実際に各学校で指導しているという面はある。

それから、練馬区の一つの特色としては、いじめに関しては、年間を通して計画的に取り組んでいて、今年度はいじめ撲滅宣言というものを子供たち一人一人につくってもらって、その中で優秀な作品を選んで、それを大きなポスターにまとめて、学校はもちろん、公共施設等にも掲示をしながら、いじめの未然防止を啓発していくということをやっている。昨年はポスターだったか、その前は標語だったか、少しずつ形を変えながらやっている。

それから、2月に入ると、そういった取り組みの成果として、各学校が取り組んできたことを3つの分野で報告してもらっている。それは、1つは、例えば授業において、いじめをなくすための取り組みとして有効な非常にいい取り組みはどんなものがあったのか。それから、児童会あるいは生徒会、子供たちの自主的な活動として、いじめ防止に向けて取り組んだことで非常に有効な取り組みがあれば、児童会、生徒会部門ということで発表してもらっている。

それから、先ほど来、お話が出ているように、いじめの問題については、学校だけではなくて、家庭や地域との連携が非常に重要であるので、学校、家庭、地域が一緒になって取り組んだいじめ防止に向けての取り組み、こういった3つの分野で報告してもらって、それを各学校に啓発するというのを、ここ数年続けてきている。

ただ、今言ったような取り組みが、今回、大津の事件を受けて、道徳の授業もそうであるが、今のままでいいかどうか。今のまま継続していくにしても、より実効性のあるものにするために、少し修正を加える部分はないかどうか。そんなようなことは、ぜひこのいじめ等対応支援チームの、例えば(4)の教育委員会の取り組みというあたりで、少し具体的に話をしながら、見直すべき点は見直していくことも話し合っていければと考えている。

天沼委員

わかった。学校とのつながりというか、学校は学校で対策を練ってきたことと、そして、それを改めてこのいじめ対応支援チームで検証して、そこでまた相互に連携して、修正しながら進めていくということで、今の説明でよくわかった。どうもありがとう。

委員長

今の課長のお話で、日ごろどのように各校がこのいじめ問題に取り組んできているかということが明確に、私どももよくわかったと思う。

安藤委員

このいじめに関して、いろいろと調べていく中で、道徳教育や人権教育が出てくるが、その中で、どうやったら子供たちの心を育てていけるのかという中に、ソーシャル・スキル・トレーニングが担っていて、その中にピア・サポートトレーニングというものがよくインターネット等で調べるとでてきたりしている。

特に、インターネットで見ている限りでは、幼児期からのそういうトレーニングがとても有効なように見られた。

そこで質問であるが、例えば区内の保育園等で、保育園というのは、教育とはちょっと違う、いわゆる設立の目的が、家庭での親の就労によって保育に欠ける子供たちを預かる場所となっているので、それができるかどうかという、教育委員会にこども家庭部として含まれたことで、保育園のときから、また保育園のときのことを、先ほど内藤委員がおっしゃった家庭への働きかけというの、もう少ししやすいのかなという印象があるが、そういうのは可能なのか。

保育課長

幼稚園の年齢層と保育園は、3、4、5歳なのでかぶってくるが、そういった幼稚園での取り組み方針、家庭も含めた取り組み方針が出ていけば、そういったものを含めて、保育課程の中に組み込んでいくということは十分可能であると思うし、どちらかという、いじめという概念が保育園の中には今あまりないということで、実践というよりは、多分、保護者向けの部分でやっていくのかなという感じがする。

そういう意味では、個別具体的な話が展開してくる中でも対応をしていくのかなという感じがする。

安藤委員

保育園や幼稚園でもいじめがあるというよりも、子供たちがお互いに思いやるというトレーニングを幼児期からできるといいのかなということである。

保育課長

そういう意味では、お友達を認め合うというか、そういった取り組みというのは、保育園で1つのテーマになっている。そういう意味では、いじめるとか何とかという概念ではなくて、友達と仲よくするとか、社会の一員であるとか、生き物を大切にしようとか、そういった心を育む保育というのは今実践している。

教育長

今の課長の話のとおりであるが、それこそ未然防止の中に学校の問題というのは当然

入ってくるわけであって、子供たちのいじめをしないという心を育む教育というのは、当然就学前からやっておかなくてはいけない。その辺を含めて、一定の位置づけなり方向性なりをこのチームの中で十分協議するということは当然あり得る話であるし、その中でまとまった方向性に基づいて、それこそ教育委員会に一元化になった、就学前から一貫した教育委員会の中で、保育園も含めて、そういうものに取り組んでいくということは十分あり得ることだと思っている。

天沼委員

先ほど学校との連携ということにちょっと触れたが、支援チームで検討していく中で、現在、学校の中でどういうふうにいじめに対応しているのかという話もちょっとお聞きせたいのだが、新たに学校の中にこういう組織を立ち上げてつくって、そこのつながりができると、そこはもう、すぐに学校の中で動いていただけるのかなと思うが、そのあたりのこと、学校内の組織についてもここでは検討していくということになるのか。

教育指導課長

(1)のいじめの未然防止に向けた取り組み、あるいは早期発見・早期解決は、まず第一義には学校がやらなければいけないことであるので、当然、このいじめ等対応支援チームの中で、今現在、学校の対応としては、おそらくこの学校においても、生活指導委員会といったものが全ての学校にあるので、当然、いじめの問題というのは生活指導の問題になるので、そういった組織を活用して検討していると思うが、ほんとうにそれでいいのか。

今、学校もさまざまなことをやっている中で、新たな組織をつくっていくというのはなかなか難しいかもしれないが、そういったことも含めて、このいじめ対応支援チームの中で、学校の組織として、例えば今の生活指導委員会を使うにしても、こんな工夫をしていけばいいのではないかと、そんなような具体的な学校の組織改善に向けたことも、1つの検討要素になるのではないかなと思う。

内藤委員

(1)から(3)までの未然防止に向けた取り組みとか早期発見・早期解決の取り組みというのは、先ほど指導課長もおっしゃったように、今でもいろいろやっているわけなので、それについて、また新しい視点で、第三者の視点、それから、教育委員会全体の視点でそれを洗い直して、新たなものを打ち出すということなのかなと私は理解した。また、そういう方向でいいのではないかと考えている。

個別の組織とかを受けて、各学校が、また学校の状況に応じてつくっていく問題かと思う。

それともう一つ、先ほど天沼委員が、あらかじめ委員を委嘱しておいたほうがいいのかというお話があったが、私もそれは必要な方と、それと重大な案件のとき、新たな組織のときには、やはり問題によって願う人も変わり得るのではないかなと思うので、そのときの事案に応じて、柔軟に委嘱することができるということも入れておいたほう

がいいのかなと1つ思う。

そして、これはちょっと離れて、最初にいじめ問題を考えたとき、何が欠けているのかと思ったときに、先ほど、学校にとってこういう支援チームという話であったが、私は子供にとっては、子供のSOSを受けとめるということがもっとしっかりとなされていなくてはいけないと思った。それは、いろんな相談窓口をカードとして知らされたり、先生たちからも伝えられたりしているが、それが実際にはなかなか機能していないところで、その辺のところをもう少し考えていかなければいけないなど。

それから、SOSを受けとめられる感性を持つことが大事だなということも思っている。

それから、学校、子供に対して、あと保護者にとって何が欠けているのかなと思ったときに、学校と保護者との架け橋になってくれる、機動性のある人とか組織。相談だけ行って、こうしたら、ああしたらだけではなくて、どうしよう、ああしようと、ともに行動してくれるような、架け橋になる組織や人というのがあったら、やっぱり保護者は早く相談に行けたとか、学校とこじれる前に話ができたということもあるのではないかとちょっと考えていたので、いろんな取り組みを考えると、そういったようなことも含めて考えていただけるといいのではないかと思う。

総合教育センター所長

今のお話である。いろんな子供のSOSを受ける場ということで、私ども教育相談室というところを運営させていただいている。いじめ関係についても、1つの要因として、私どもとしても対応させていただいている。

学校に対しての訪問事業も、私どもの事業としてやっていることであって、先ほどSSTの話も出たが、そういう内容も含めて、年間で外部講師等を招いて62回、そういう訪問事業を昨年度やっていた。参加人員も2,000名近く。そのほかにも、ご相談いただいて、相談そのものがご本人さんの匿名性というか、秘匿性というか、学校側には言わないでねというふうなことがある一方で、学校との架け橋になってほしいというご相談もいただいている事例もある。その場合には、私どもの事業の一つとして、学校訪問ということも展開しているところである。

これは非常に個別の話であるが、ご本人さんの心のよりどころ、そういうことの支援になればいいということとあわせて、学校への支援も展開してまいりたいと思っている。

委員長

総合教育センターに相談に行けるといふその存在は、大変心強いと思う。

教育指導課長

一番最初に申し上げたように、今後の方向性みたいなものを今ご議論いただいているわけであるが、やはり直接的にかかわれる人的資源であるとか、学校と保護者の架け橋になる人材がというお話もあった。それが、このいじめ等対応支援チームなのか、それとも大きな事件が発生する可能性がある場合の、この後に出てくる委員会なのか、それ

は今後の検討になると思う。

やはりいじめの問題で私どもが対応していて一番難しいのは、実際にいじめかどうかわからないけれども、そういった事案が見えてきたときに、学校はとにかくありとあらゆる対策をとる。対策をとって、今現在、こういう状況になっているということを保護者と当然話をするわけであるが、保護者と学校がいじめと言われているものに関する事実、あるいはその対応について、お互いに理解し合えない場合というのが一番難しい。学校としては、対応はしている。実際にそういった状況も見られない。だけれども、保護者の側からすれば、いや、そうではない。そういった、なかなか学校と保護者の方がさまざまな情報を意見交換する中で、お互いの理解が図れない場合の対応というのが非常に難しい。そういった場合に、非常に対応が長引く可能性もある。

であるので、直接的にかかわれる人的支援、あるいは学校と保護者の架け橋になる人材という話があったが、そういったことにおいて、どんな支援ができるのか、その辺も1つの課題にはなるのかな。今後、いじめ等対応支援チームの中で話し合うポイントになってくるのかなという気はしている。

天沼委員

今のお話であるが、やはり当事者とかこのことにかかわっている方が主観的に自分の立場からしかものを見られないわけで、自分が客観的ではないということを把握しておく必要がある。つまり、客観化しようとする視点を客観化するというか、ちょっとわかりにくい、それ自体がずれている。学校のほうもそうかもしれないが、保護者のほうもそうかもしれない。したがって、第三者が必要。どちらにも利害関係のない、全く関係のない方がその間に入って、両者の意見、それから実際を見ていくということが大切になる。であるから、いろんなメンバーの中に学識経験者がいたり、警察官のOBがいたり、弁護士がいたりする。重大事件などの場合、第三者委員会を立ち上げようということをよくマスコミで言われるが、そこに根拠があると思う。

特に、こういういじめというのは見えない、いじめられているという判断自体が、いじめられている子のほうの判断に委ねられているわけであるので、その辺の難しさといじめ自体の内容の広がりというか、そういうあいまいさを含んでいる。からかいなのか刑法犯暴行事件なのか、あるいはちりちり頭だと言われて、ふだんは何ともないのだが、それが続けられると、もう学校に行きたくなくなってしまうといういじめに発展したもののなか、そういった判断は、かなり客観的な立場に立って見ていけないとできない。

だから、そういう意味では、先ほどから出ているが、結論は第三者委員会のようなものをつくっていく、新たな組織を立ち上げる。いじめ等対応支援チーム、まさにそれがそういうふうな役割を果たしてもらおうとこかと思う。

委員長

いろいろいただいている。私は、教師に対しての応援というか、必要なと思うのは、特に中学校に関しては、一般的にも今回いろいろと報道があって、かつて自殺で亡くなった方のことも、また新たに報道されたりとか、書面でちょっとコメントがあったりとかいろいろあるが、本人がいじめられていると訴えても、教師のほうは、単なる友達同

士のふざけではないかというふうに認識して、その辺を取り上げてもらえないで大事に至ってしまったみたいなのも結構な数、それは上げられている。そこから自殺のほうに行ってしまったみたいなのも。その辺が非常に、先ほども天沼委員がおっしゃっていたが、そういう見きわめ方というか、現場的にはそういうところが大変に難しいのかなと思う。

また、教師に相談してくれるということは、そこに信頼関係が生じているということになるわけであるから、困ったことがあったら、やっぱり一番長い時間、学校生活をともにしている教師に相談したい、そう思うのがまず普通であろうが、そこに友人の例を見たり、自分の経験から先生に相談してもだめかなと思ってしまう子が増えるということとは、私どもとしては避けたいわけである。

であるから、もし教師もこれはいじめではないかなというふうな状況を的確に判断できたら、ほんとうに毅然とした態度で加害者側に対峙していかなければならない。そういう教師の姿を見て、ほかの児童や生徒たちも、ああ、やっぱり何か困ったことがあったら、先生方に相談していこうという、また新たなそこに信頼関係というのが生まれていくのが現場ではないかと思う。

であるが、そういう状況をつくっていくということは、非常に大変なことであるので、どういうふうな手だてを先生方に差し伸べてあげたら、より日々の生活の中で、子供たちの様子に気づき、そしてなるべく早い時期に対応でき、みんなで授業に取り組んだり、行事に取り組んだりする、いい集団というのを日々の中で作り上げていくことができるのか、そこがほんとうに大きな課題だと思っているので、その辺についても何か、また専門家の方からのお知恵をいただいて。先ほど内藤委員も、ほんとうにそういう敏感な心、感性という言葉を使っていたが、子供たちの表情、行動、いろんな言動から見抜いていく、また、行事、授業に取り組む姿、部活に取り組む姿等から児童生徒の様子を把握していった、その心に寄り添っていくことができる教師を育てていくにはどうしたらいいのかという、なかなか難しいところであるが、そういう教師を育てていく部分というか、そういうことも即効性はないかもしれないが、かなり必要な部分なのかなと思う。

天沼委員

子供たち自身がこのいじめ問題をどう考えるかということも非常に大切で、自分たちがいじめに取り組んで解決していく。それ以前に、未然防止をきちっとみんなで誓い合っていていこうということで、やはり学校の中で児童会とか生徒会を活用して、児童会規則ではない、あるいは生徒会規則ではないけれども、そういった総会などで決めて、例えばみんなで守ろうというふうな働きかけ方も1つあるのかなと思う。

生徒たち自身は、そういうことはやってはいけないのだというきちんとした認識を持って、それがあった場合には、自分たちで取り決めた生徒会規則や児童会の規則にのっとって判断し、対処していくという、自分たちの問題は自分たちで解決しなければ、まず第一人者としてやっていこうという働きかけ方も大切かなと思う。そういったことも、こちらのほうで協議をいただければと思う。

安藤委員

最初に、このいじめ等対応支援チームの立ち上げには賛成なのだが、教育委員会として支援チームを立ち上げるからには、ここに目的として、「いじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取り組み」となっている。それはそうなのだが、もう少し方向性というか、支援チームと教育委員会が同じほうを見ていなければいけないと思うので、具体的に、いじめのない学校をつくるか、例えば先ほどの資料、「練馬区版いじめ対応のポイント」にもあったが、子供たちにとってはいじめのない学校をつくる。学校としては、どこでも起こり得る認識に立って解決するという、そういう、はっきりとしたというのが、具体的な目的みたいなものがあつたほうがわかりやすいのではないかなと思うが、それはいかがか。

教育長

先ほども少し発言をさせていただいたが、今般、教育委員会においていじめ等対応支援チームを、何とか早期に立ち上げたいということで、きょう、素案という形で出させていただいた。きょう、いろいろと議論をお聞きしていく中で、支援チームで協議をすべき中身もあれば、もっと総合的な、将来に向けての練馬区としての方向も出されたように感じている。この支援チームについては早期に立ち上げたいということで、私としては議会の意見も聞きたいと思っているので、議会にも意見を聞きながら、できたら、次回の教育委員会に、それらを踏まえた形での、きょうは素案だが、案を出させていただき、支援チームの立ち上げについては、次回あたりに決めていただければありがたい。

その上で、今、安藤委員からも話があつたし、先ほど内藤委員からは、子供のSOSをいかに受けとめるかが大事だということもあつた。また、学校だけではなく家庭や地域のかかわりをどうするのかという大きな問題もある。それらも踏まえて、ぜひ教育委員会として、今後のいじめ問題に対応する基本的な考え方を、場合によってはメッセージでもいいと思うのだが、そのようなものを、引き続きこの協議の中で議論いただければありがたいと思っているので、委員長、ぜひ、そういう方向を踏まえて、よろしくお願ひしたいと思う。

委員長

それでは、皆様から本当にさまざまな意見をいただいた。仮称であるが、いじめ等対応支援チームに関しては、早急につくる必要があるという皆様の意見であつた。本日のこの協議で、方向性というのは大体見えてきたかと思う、今回は、本日いただいたさまざまな意見をもとに、さらに審議を進めてまいりたいと考えている。

については、この協議案件については、本日は継続としたいと思うが。

内藤委員

意見というか、よろしいか。

委員長

どうぞ。

内藤委員

資料2 - 2のアンケート結果で、教育委員会に届けられている案件、もしくは今回新たに上がった中で、かなり大きな問題というものがあるのか、ないのか。差し支えない程度で教えていただけたらと思う。それが1点である。もう一つは次で。

委員長

では、資料2 - 2のことをお願いします。

教育指導課長

今回の都の調査の中では、いじめの大きな案件で緊急を要するものはなかったわけである。ただ、その後、夏に文部科学省で同様の調査があり、そういったもので見ると、1件、小学校の案件で、ここに書いてあるような仲間外れ、無視、そういう言葉による問題が複数あり、そういう形で子供が精神的に不安定になっている、教育相談機関であるとか、そういう機関にかかっているという状況のケースが1件あった。それについて、今、教育委員会も学校と一緒に対応しているということである。

以上である。

内藤委員

続いて、2 - 2でもう一つ。1から5までの項目の中で、一番多かったのはどういったところだったのか。

教育指導課長

これはもう圧倒的に、悪口を言われたりというものである。たたかれたりというよりも、悪口を言われたりすると、それから無視や仲間外れ、件数としてはこのあたりが多い。

内藤委員

資料の2 - 3についてなのだが、これは質問というより、私は大変すばらしいものを出していただいていると思った。具体的に言うと、2ページ目の大津市の事件を受けてまとめられている網かけ部分のところ、見落としがちになることの、大変重要な点を示唆していただいているなどと思った。それからその上のリード文のところ、「当事者意識」や「危機意識」、「学校がいじめられている子を守るという強い気持ちで」というあたりが、今回の意見の中でも、先ほどの安藤委員の中でも、相談を受けていたとか、それからトイレの中で暴行を受けていたのを確認できていなかったとか、それから、少し注意しただけで済ませたとか、中には見て見ぬふりをしていたというような報道があったが、事実かどうか私はよくわからないが、そのような報道があったことは、皆この当事者意識、危機管理、いじめられている子を守るという強い意識がなかったがためにこうなるのかなということ、これは大事なキーワードかと非常に思った。

それから、いじめの発見のポイント、自殺につながるサインというのも具体的に示されているので、大変わかりやすいと思う。私はぜひ、このいじめの発見のポイントやサインあたりは、保護者の方に伝える手立てを何か、例えば「教育だより」でもいいし、そのようなことで示すと、大変有効に使っていただけるのではないかと思った。このすばらしい資料、最後のページも本当に大事な点を4つにしっかりまとめていて見やすくなっている、大変よくできていると思うので、これが、学校が十分、いつも手元に置いて確認していただくような意識を持っていただくとありがたいと思った。

以上である。

委員長

ありがとう。

では、先ほど話したが、この協議案件は「継続」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とさせていただきます。

事務局においては、これまでの協議をもとに、各委員の意見を踏まえた資料等を、次回提出していただけたらと思う。

(1) 教育長報告

- 練馬区次世代育成支援行動計画（後期計画）実施状況（平成23年度）について
- 「北町児童館・北町第二保育園」、「下石神井第三保育園」および「氷川台第二保育園」大規模改修工事の実施について
- 練馬区立保育園運営業務委託候補事業者の決定について
- 平成24年度「練馬子ども会議」の開催結果について
- 平成24年度第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
- 平成25年度学校用業務民間委託について
- ラチス形式の区立小中学校の屋内運動場の耐震性について
- 平成25年度学校給食調理業務民間委託について
- 私立認可保育所および認証保育所の整備について
- その他

i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は、前回積み残しの4件も含めて10件あるので、よろしく願います。

委員長

それでは、報告の についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
意見、質問をお伺いする。

天沼委員

全て、26年度末、今後、大幅増加をどこも目指されて、非常に意欲的な計画で、今回6事業であるから、合わせて11事業が達成できたということで、非常にいい成果が上がったなど、お話を伺っていて思った。

ただ、事業がないというものも、例えば16ページなのだが、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立の支援など、こういったことも大きな問題かと思うので、今後、こういったことに対し、今まで事業があったのかどうかかわからないが、こういう部分で立ち上げることは、今後あると考えてよろしいのか。

子育て支援課長

次世代育成支援行動計画。これは5年間の行動計画だが、さまざまな取り組みをするということで、大きな冊子の中では位置づけている。その中で、いわゆる数値目標を立てて、年度年度で計画の状況を確認していこうという、この計画事業を47事業立ち上げている。その中で、今、天沼委員ご指摘の児童虐待防止対策の充実について、私ども大変重要な事業と認識しているが、いつまでにこうするという具体的な計画事業としては立ち上げていないということである。

ただ、状況の変化がさまざまあるので、年度において、これは計画化して、計画事業にすべきだということがあれば、毎年度毎年度見直して、必要に応じて計画化していくということはある。ただ、平成23年度末においては、今後に向けてそのような計画事業は、今回立ち上げるものはなかったということである。

天沼委員

了解した。今回はなかったが、次回はわからないと。

委員長

ここには載っていないが、実際には支援しているという実態である。
本当に目標を立てて、その達成に向け、しっかりと子育て支援がされているなど、私も報告を伺っていて思った。よろしいか。
では、報告の2番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。この件、質問はいかがか。
どこも26年には新しくなり、バリアフリー化も非常に進み、使いやすい保育園ができるかと思う。よろしいか。
それでは、報告の3番をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。各委員から意見、質問をお聞きする。

安藤委員

質問である。この両園とも候補事業者と表現されているが、決定するのはいつか。

保育計画調整課長

来年度、準備委託契約を結ぶので、区としての候補の事業者の決定は既に済んでいるが、来年度の準備委託契約を結ぶときに本契約もするので、決定の時期と考えている。

天沼委員

よくわからないのだが、来年度1年間、準備委託契約で、その間はもう既に、この事業者が運営をしている状態ではないのか。

保育計画調整課長

準備委託契約のことを簡単に説明すると、区の職員が、まだ1年間運営している。その中で徐々に事業者を引き継いでいくというものである。まず、4月から12月にかけては園長候補、それから主任候補、各クラスのリーダー級、全部で8名いるのだが、これが月4回から8回、各園に、行事などの際に行き行って引き継ぎを行ってまいる。また、年明けの1月以降に、それ以外の保育士や栄養士、看護師、調理師、用務などを配置し、3月には全部の職員が、ほぼ毎日委託になる園に行き、3月の中旬以降、直営の職員が見守る中、委託事業者の職員で2週間ほど運営をし、4月1日には全て事業者の職員に入れかわる段取りになっている。

委員長

質問だが、委託準備期間の中で、保護者に対しても説明等があり、新しく委託を受けるスタッフの紹介等、そのようなものがなされていくと考えてよろしいのか。

保育計画調整課長

4月に入ると、保育園各クラスの保護者会等がある。そういったときに、園長候補、主任候補、各リーダー、8名が大体そろっているのだが、機会を見て紹介をしたり、また区のほうで、区と事業者と保護者の方で定期的に意見交換会を設けている。準備期間中は、大体年に3回実施する。そういった場で職員の採用状況であったり、引き継ぎの状況であったり、保護者の要望を伺う機会を設けている。

委員長

了解した、ありがとう。

そうすると、今まで委託は何園もされてきているから、区として見れば、その辺の準備期間、保護者との関係等もスムーズにきているととらえてよろしいということか
ありがとう。よろしいか。

では、報告の4番にまいりたいと思う、願います。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。意見、質問等はあるか。

安藤委員

自由な名前、子供たちがつけた委員会の名前を伺って、とても自由に、明るい未来を感じさせる名前がそれぞれについて、すばらしいなと思った。ここに子ども議員へのアンケート結果ということで、子供の感想があったが、事務局の方の感想を、少しだけでも聞かせていただけたらと思う。

青少年課長

4回の学習会を進める、初めは子ども議員の意見がなかなかまとまらないのだが、やっていくうちに中学生独自の発想というものがどんどん出てくる。それを、こちらも驚きつつ、何とかうまくまとめてあげるのにサポートしたり、そのように、事務局もなかなか熱くなりながら、本会議に向けて、子供たち、非常にいい形で情報交換しながら進めていくことができた。あと、実際の会議の中では、思っていることを全部言ってほしいなという、応援する気持ちで見たり、そして、一緒に感動を分かち合う、そのようなこともできた子ども議会なのかなと思っている。

理事者も、出た意見に対してしっかり受けとめ、そして答弁をしていくという形で区の姿勢もそういったことで動いているので、非常にいい形で終わることができたと思っている。

内藤委員

事務局の方も大変手間暇がかかる事業だと思うのだが、今の課長のお話で、大変前向きなご意見を伺ってうれしく思った。とても幅広い分野について、子供たちが一人ひとり真剣に考えて、自分の言葉で多分発表していると思うので、大変すばらしい経験をしているのではないかと思う。社会のことや議会のことについて、認識や意識が高まったのではないかと思われる。大変価値のある事業だと思う。私は何回目かわかっていないのだが、ぜひ、今後も続けていっていただきたい事業だと思う。

委員長

本当にそうである。このように、中学生が社会の仕組みの一端を体験できるということが、本当に将来につながるなと思う。これからもよろしく願います。

天沼委員

政治教育というか、政治学習と申すか、かなり早い時期からあり、民主主義、皆で話し合っ決めていくというか、また、自分の意見をきちんと表明するという経験をこういった場で体験できるというのは、民主的な、民主主義の精神が早くから培われるいい場かなと思う。

それと、アンケートは、先ほども説明があったが、96%、満足度が高いというのは非常にいい。こういうことは、やはり今後の励みにもなっていくと思うので、ぜひ、多くの子供たちが体験できるようにしていただければと思った。

以上である。

委員長

この中学生は、学年は決まっているのか。

青少年課長

特には決めていない。だが、2年生が一番多い。

委員長

ありがとう。よろしく願います。

では、次の報告をお願いします。

教育長

資料3、第三回定例会における一般質問、きょうの資料からである。もし質問等あったらお寄せいただければと思う。

よろしく願います。

委員長

意見、質問等はあるか。

天沼委員

2ページ目の答弁の7番、いじめ防止条例について触れている回答があるのだが、もう少しわかりやすく説明いただけるか。

教育総務課長

質問については、他自治体でいじめ防止条例といったものが制定されていて、今回のいじめ問題を含めて、こういった条例の制定ができないかといった質問があった。これについては、私ども、先ほど来、協議の中でもしていただいたが、第三者を含めた検討委員会の中で、こういった条例の効果であるとか適用範囲等、そういったものをいろいろと検討する必要があるかと思うので、そういった中で、今後検討していきたいという形でお答えをさせていただいたものである。

以上である。

委員長

他の都市では、このようないじめ防止条例の制定に向けて動き出しているということや、区も検討されているということか ありがとう。

ほかにはいかがか。

内藤委員

3ページの真ん中のあたり、(2)にスクールソーシャルワーカーについて記述されていて、学校教育支援センター開設に合わせて導入を検討しているということなのだが、その後ろに、いじめや不登校の改善に引き続き努めていくということで、福祉と教育の関係があるかと思うのだが、どういう仕事内容までを考えているのかどうかというあたりがわからないので、教えていただきたい。

総合教育センター所長

スクールソーシャルワーカーについては、仮称の学校教育支援センターの開設に合わせて導入ということになっている。現在、支援員というか、いろいろな方が学校に入っているの、そここのところの機能をどのような形でやっていくかということ、今研究しているところである。その中で幾つか、学校側のニーズというものが私どもでも把握できているところであるので、まずはそここのところから始めていきたい。

もう一つ、あわせて福祉現場のいじめ関係、学校での支援が要るものについては、関係者会議というものを現在も進めているので、そこで、スクールソーシャルワーカーの役目というものについて取り入れ、連携できるものについて協議していくところである。

内藤委員

できたら、なるべく幅広い範囲の問題にかかわれるような人材になっていただけると、先ほどのかけ橋みたいなことにも関連するかと思うので、よろしくご検討いただきたいと思う。

委員長

ほかにはいかがか。

天沼委員

2ページの4番に、総合教育センターで運用されている「いじめの電話相談」やホットラインの話が出ている。それから3ページの(2)にも、メールによる教育相談などが出ている。また、その下の中に、子供電話相談カードの配布とか、リーフレットなどのこと。

先ほどの議論の中で、このあたりが、若干、内藤委員からも少し触れられたところがあったのだが、次回こういった、学校と教育委員会と、それからそういう、行われているものを整理して、先ほどのSOSを受けとめられるような仕組みをもっと徹底していく、要するに見取り図、一覧表ができるようなものをつくっていくと、少しは子供たちの声が受けとめられる体制ができてくるのかなと思った。そのようなことである。

委員長

今言ったのは、ばらばらではなくということか。

天沼委員

そうだ。ばらばらではなく、そういったことを。

委員長

ではまた、その辺の検討も、具体的にはよろしくお願ひしたいと思う。
ほかにはよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

私の感想なのだが、こういう資料を読ませていただいて、議会でいろいろと取り上げられたが、教育長がこのように答弁してくださっていることで、教育委員会が考えている、不登校やいじめに対する基本的な姿勢とか考え方、そういうことが、区議の皆さんにも認識していただけたのかなと少し思った。区民の方々の暮らしを守る、ともにそういう立場にあるので、私どもが共通の認識を持つ、携わる者が持つということは非常に大切なことだなと考えている。

余談になるが、5ページで適応指導教室のところ記載されていたが、私は、真夜中で少し見逃してしまったが、日本テレビの「NEWS ZERO」だったか、適応教室が、すばらしく不登校の子たちを高校進学に押し上げているというような、そのような内容だったと思うのだが、私はほんの最後のほうしか見るができなかったのだが、その辺、何かお話はしていただけるのか。

総合教育センター所長

18日の深夜だったが、適応指導教室ということで、ニュース取材を受けて、放映ということになった。取材側としては、大津の関係が発端だったようである。ただ一方で、私どもの適応指導教室は、いじめに遭って不登校という図式ではない。身体の不調とか、集団になかなかなじめないような子、例えば、具体的に体の不調が起きてしまうだとか、そういうような、いろいろな要因があって不登校ということが一つあった。「いじめ」という言葉そのものが一人歩きすることについては、私どもの本意ではない。適応指導教室に通っている子供たちが、これからもいい人生、豊かになっていけるように、中学校を出て行って、いい進学をして、いい社会人になれるようなことを目標としてやっている、これを伝えたいと思い取材を受けた経緯がある。非常に、皆様方にも反響をいただき、他の自治体の住民の方からも、私ども練馬のほうへ入れないかというご相談もいただいたところである。残念ながら区民対象ということであるとご説明させていただいた。よろしく願います。

委員長

どうもご苦労だった。これからもいろいろと対応があるかもしれないが、よろしく願います。

では、続いて報告の6を願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。よろしいか。

では、次の報告7を願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。意見、質問等はあるか。

基準が変わったことによる工事ということであった。

それでは報告の8を願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

泉新小は小学校だったら、今まで、栄養士の方とか、かかわる方たちは大変だったのか。

施設給食課長

中学校に委託が進んでいるので、どうしても小学校と中学校の間で親子の関係になることがあるのだが、やはり中学校のほうが、カロリーや栄養素の関係で一品多くなるといことが常であるので、同じ小学校同士、あるいは中学校同士のほうがいいかと思う。

委員長

それでは、報告の9番をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

今回、かなり定員増になり、これによりこれまでの待機児童が解消に向かうということで、随分つくられたなと思った。ただ、定員がそのままふえる、予定定員がふえる、表2のほうだが、一人当たりの保育士というか、それが少し、一人に対して子供が何人ということ考えたときに、ちょっと手薄になったりということはないだろうかと思ったのだが。

保育課長

もちろん国の認可基準があるので、定員をふやすことによって、いわゆる認可定員を下回るとか、それから基準面積を下回るとか、こういうことはなくて、当初から大きな規模でもって認可保育所を開設するのだが、最初のうちというのは4歳、5歳というのはなかなか埋まらない状況である。3歳が4歳になり、4歳が5歳になると、その、上がっていくときに合わせて認可定員をふやしていくという形になるので、そういう意味では人的配置についても、面積基準についても、認可の基準の範囲内でもってやっているということである。

天沼委員

了解した。

委員長

保育所関係については、前から西のほうが子供の数が多くて、なかなか足りないということであったので、少しは解消されるのかなという報告をいただけたと思った、ありがとう。

それでは、その他の報告はあるか。

教育総務課長

資料8である。教育委員会の後援名義への使用承認事業である。9月実施の追加分と10月事業実施分ということで、合計11件である。内容についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

こちらはよろしいか。

それでは、そのほかに報告はあるか。

では、以上で第18回教育委員会定例会を終了とする。